

**熊本県個人情報保護審査会答申の概要**  
(平成28年2月4日付け答申第17号)

## **1 事案の概要**

- H26.11.6** 審査請求人 熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関（熊本県警察本部長）に対し、「平成19年から平成26年までの間、私が○○○○○に行く」と警察署の制服の警察官が臨場する理由がわかる行政文書「勤務日誌」に記載された自己情報を開示請求（以下「本件開示請求」という。）。
- H26.11.19** 実施機関 本件対象情報として勤務日誌（3件）に記録された情報を特定し、このうち、一部の情報が条例第16条第3号に規定する不開示情報に該当するとして部分開示決定。
- H27.1.14** 審査請求人 本件部分開示決定を不服として審査請求。
- H27.2.13** 実施機関 熊本県個人情報保護審査会に諮問（諮問第22号）。

## **2 当事者の主張の要旨**

### **（1）審査請求人**

本件部分開示決定を取り消し、不開示部分の全面開示を求める。

- ・平成22年10月6日、平成24年について何らかの記録が残っているはずであり、特定が不十分と考える。
- ・活動内容に記録されている内容は事実と異なる虚偽、偽造等々である。
- ・真実事実の真相究明が最重要事項である。
- ・誰が、どのような容疑及び目的で出勤要請がなされたのか。詳細なる記録の全面開示は不可欠である。

### **（2）実施機関**

- ・本件開示請求に係る記録は、「勤務日誌」に記載されている可能性がある判断されたことから、審査請求人に対して教示した結果、これを了承した審査請求人から「勤務日誌」を対象とする本件開示請求を受けたものである。
- ・「警察職員の氏名及び印影」は、条例第16条第3号ウによる開示の対象から除外されており、同号ア及びイに該当しないため、不開示とした。
- ・「端緒欄及び活動内容欄に記録されている審査請求人以外の個人に関する情報」については、条例第16条第3号本文に該当し、同号ア、イ及びウのいずれにも該当しないため、不開示とした。

## **3 審査会の判断**

### **実施機関の判断妥当（部分開示決定は妥当）**

#### **（1）行政文書の特定について**

本件開示請求については、実施機関が、審査請求人からの聞き取りを行い、審査請求人の了解を得た上で、最終的に勤務日誌を対象文書として特定したものであり、本件開示請求に係る対象文書について、検索、確認を行った結果、本件行政文書以外に審査請求人の個人情報記載されていないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が、本件行政文書を対象文書として特定したことは妥当である。

#### **（2）条例第16条第3号該当性について**

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報は、警察官の氏名及び印影並びに開示請求者以外の第三者に関する情報であり、同号本文に該当する。

次に、本件不開示情報が、同号ただし書に該当するか否かを検討する。

ただし書ア該当性について、本件不開示情報は、警部補相当職以下の警察職員の氏名

及び印影並びに第三者に関する情報であり、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当しない。

ただし書イ該当性について、本件不開示情報は、警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影並びに第三者に関する情報であり、これらの情報が、人の生命、健康、生活又は財産に影響を及ぼす情報とまでは言えない。

ただし書ウ該当性について、警察官の氏名は、公務員の情報ではあるものの、警察職員の情報であり、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いことから、ただし書ウから括弧書にて除かれ、開示の対象としないことと定められている。

したがって、本件不開示情報は、同号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、開示しないことが妥当である。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 諮問実施機関 | ：公安委員会              |
| 諮問日    | ：平成27年2月13日（諮問第22号） |
| 答申日    | ：平成28年2月4日（答申第17号）  |
| 事案名    | ：勤務日誌の部分開示決定に関する件   |

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された審査請求人の情報について、平成26年11月19日に行った部分開示決定は、妥当である。

〇〇警察署が保有する「勤務日誌」のうち、以下のもの。

- （1）平成22年7月9日 自動車警ら係作成分（以下「本件行政文書1」という。）
- （2）平成25年6月29日 〇〇〇駐在所作成分（以下「本件行政文書2」という。）
- （3）平成25年6月29日 自動車警ら係作成分（以下「本件行政文書3」という。）

### 第2 諮問に至る経緯

- 1 平成26年11月6日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、次の内容の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「平成19年から平成26年までの間、私が〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇  
に行くと〇〇警察署の制服の警察官が臨場する理由がわかる行政文書 勤務日誌に  
記録されている私の個人情報」

- 2 平成26年11月19日、実施機関は、本件行政文書に記録された審査請求人の情報を、本件開示請求に対する対象情報（以下「本件対象情報」として特定し、このうち、次の情報について、条例第16条第3号の規定に該当することを理由として不開示とし、当該不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）を除く部分を開示するという部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
  - （1）警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
  - （2）本件行政文書2及び3の端緒欄及び活動内容欄の一部
- 3 平成27年1月14日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第5条の規定に基づき、熊本県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に

対して本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。

- 4 平成27年2月13日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、不開示部分の全面開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 対象文書の特定が不十分の為処分を取り消し、決定のやり直しを求める。
- (2) 平成22年10月6日、平成24年について何らかの記録が残っているはずであり、特定が不十分と考える。
- (3) 平成22年10月6日から平成25年6月29日まで、〇〇〇に6回くらい伺っている。
- (4) 人権侵害、名誉棄損、侮辱、愚弄、威力業務妨害、信用棄損及び業務妨害、背任行為等々に関する容疑、犯罪者として濡れ衣等々に関わる、重大なる事項である。
- (5) 活動記録に記載されている内容は事実と異なる虚偽、偽造等々である。
- (6) 真実事実の真相究明が最重要事項である。
- (7) 誰が、どのような容疑及び目的で、出勤要請をされたのか。詳細なる記録の全面開示は不可欠である。
- (8) 証拠隠滅、私文書偽造、公文書偽造、不実記載、不当行為、虚偽狂言等々の疑いも十分あり得る。
- (9) 開示請求者以外の個人情報が含まれており不開示とする記載があるが、本件は犯罪違法行為に抵触する事案であり、不当に加害者（犯罪者）扱いを受け、意図的計画的に家族崩壊を公務員及び団体が組織的に企てた布石である。
- (10) ただし書ア該当性について、法令等及び慣行の説明、法令内容が添付されておらず、不適切な決定理由説明書である。
- (11) ただし書イ該当性について、人の生命、健康、生活、財産の保護等全てに該当している。
- (12) ただし書ウ該当性について、公務員偽造文書作成等の疑いがある。
- (13) 一方的に、権力職業を笠に、納得する説明を拒否されることは、民主主義ではない。
- (14) 真実を明らかにするために、詳しい内容を全部出してほしい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件は、審査請求人が、特定の施設を訪れた際に、警察官が当該施設に臨場する理由を明らかにする目的で行った本件開示請求に対して、現場臨場した地域警察官が作成した「勤務日誌」を対象文書として特定し、本件部分開示決定を行ったものである。
- (2) 審査請求人によると、本件開示請求にあつては、特定の施設に行った場合に制服警察官が臨場する理由が記載された文書の開示を求めるとの趣旨であった。
- (3) そこで、審査請求人と対応した初動対応を主たる任務として制服勤務を行う地域警察官が作成することとなっている「勤務日誌」には、本件開示請求にかかる記録が記載されている可能性があるかと判断されたことから、開示請求の受理に当たり審査請求人に対して、「勤務日誌」を請求の対象文書としてはどうかと教示した結果、これを了承した審査請求人から「勤務日誌」を対象とする本件開示請求を受けたものである。
- (4) これを受けて、〇〇警察署が保有する「勤務日誌」を検索したところ、本件開示請求に該当するものは、本件行政文書1、2及び3であった。
- (5) 本件行政文書に記録されている警察官の氏名及び印影については、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名であり、条例第16条第3号ウにより開示の対象と定められている。
- (6) ただし、警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、同号ウの括弧書きにおいて、警察職員の氏名を開示の対象としないことと定められている。
- (7) 当該情報は、この公務員等の氏名の除外事項に該当し、同号ア及びイには該当しないため、不開示としたものである。
- (8) 本件行政文書2及び3の端緒欄及び活動内容欄に記録されている審査請求人以外の個人に関する情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないことから、条例第16条第3号に該当し、不開示としたものである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件対象情報の内容を見分した上で、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

なお、当審査会は、実施機関からの諮問を受け、実施機関が行った開示、不開示に

関する判断の妥当性について審議し、実施機関に対して答申するものであり、開示請求の原因となった事案自体の真偽や法的な適否等を判断するものではない。

## 1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあっては、本人の個人情報について、条例で定める例外に該当する場合を除き、原則開示の考え方の下、解釈、運用がなされなければならない。

## 2 本件部分開示決定の妥当性について

### (1) 行政文書の特定について

審査請求人は、実施機関が特定した勤務日誌以外に平成22年10月6日及び平成24年について何らかの記録が残っているはずであり、文書の特定が不十分である旨主張している。

このことについて実施機関に確認したところ、審査請求人が主張する平成22年10月6日及び平成24年の勤務日誌について、〇〇警察署が保有するものを、すべて手作業で確認したが、本件開示請求に係る記載はなかったということであった。

なお、当審査会としては、本件開示請求の原因となる特定事案（以下「本件特定事案」という。）について、勤務日誌以外にも、審査請求人の情報が記録される行政文書があるのではないかと考えたことから、このことについて、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

(ア) 一般的に、もめ事等の事案で現場臨場した際に作成される文書としては、勤務日誌のほか、「110番処理簿」及び「相談等カード」が考えられる。

(イ) しかし、本件開示請求においては、開示請求書を受け付けるに当たり、審査請求人に詳しい説明を求め確認作業を行ったところ、審査請求人自身が警察に通報した事案ではないこと及び審査請求人が警察に相談した事実はないこと等が判明した。このため、これらの行政文書には、本件特定事案に係る審査請求人の個人情報は記録されていないと考えられ、情報が記録されているとすれば、地域警察官が作成した勤務日誌以外にないと判断された。

(ウ) よって、審査請求人に対し説明を行い、了解を得た上で、勤務日誌を本件開示請求に係る対象文書として特定したものである。

(エ) なお、対象となる勤務日誌を検索、確認する過程において、当該勤務日誌に「相談等カード作成」の記載があるなど、他の文書に開示請求に係る情報が記録されている可能性を認めた場合には、当該文書についても検索し、情報が記

録されている場合には開示の対象として補正等の対応を行うが、本件開示請求については、他の文書の存在を示す記載もなかったことから、勤務日誌のみを対象文書として特定し、手続を進めたものである。

以上のように、本件開示請求については、実施機関が、審査請求人からの聞き取りを行い、審査請求人の了解を得た上で、最終的に勤務日誌を対象文書として特定したものであり、本件開示請求に係る対象文書について、検索、確認を行った結果、本件行政文書以外に審査請求人の個人情報に記載されていないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が、本件行政文書を対象文書として特定したことは妥当である。

なお、実施機関によれば、本件開示請求においては、勤務日誌が対象文書であったため発見できなかったが、後日、審査請求人が〇〇警察署に対して行った電話相談の結果を記録した「相談等カード」1通を発見したということであった。

このことについては、すでに当該「相談等カード」の存在について審査請求人に対し教示が行われ、審査請求人が開示を希望する場合には、新たな請求として受け付ける方針であるということであり、そもそも、本件開示請求に係る対象文書が、審査請求人の了解のもとに勤務日誌に特定されていることからすれば、上記審査会の判断に影響するものではない。

## (2) 条例第16条第3号該当性について

条例第16条第3号は、不開示情報として次のとおり規定している。

開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(中略)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

本件行政文書に含まれる情報のうち、諮問実施機関が、警察官の「氏名」及び「印

影」並びに「端緒」欄及び「活動内容」欄の一部について、同号に該当するとして  
いるので、その内容について検討する。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報は、警察官  
の氏名及び印影並びに開示請求者以外の第三者に関する情報であり、同号本文に該  
当する。

次に、本件不開示情報が、同号ただし書に該当するか否かを検討する。

(ア) ただし書ア該当性について

当審査会において実施機関に説明を求めたところ、警察職員の中で、警部  
又は同相当職以上の職員の氏名は、定期人事異動の際、公表していることが  
確認された。このため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ること  
ができ、又は知ることが予定されている情報に該当する。

しかし、本件不開示情報については、警部補相当職以下の警察職員の氏名  
及び印影並びに第三者に関する情報であり、慣行として開示請求者が知ること  
ができ、又は知ることが予定されている情報に該当しない。

なお、当審査会としては、本件不開示情報について、本件特定事案の当事  
者に対し、氏名等を伝えることがあるのではないかと考えたことから、実施  
機関に対し説明を求めたところ、警察官が、現場で事件、事故処理等に対応  
する場合、氏名を名乗らなければならないという規定等はないが、日常的な  
活動において、関係者等に対し、取扱担当者である旨を告げる場合がある  
ということであった。

しかし、取扱担当者及び連絡先等の情報は、事件、事故処理等が終結する  
までの一定の期間において、業務上、連絡等を行うために必要とされる時限  
的な情報であり、将来にわたり継続して必要とされるものではないというこ  
とであり、このことからすれば、これらの情報が、慣行として開示請求者が  
知ることができ、又は知ることが予定されている情報とまでは言えない。

(イ) ただし書イ該当性について

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報につ  
いては、前述のとおり、警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影並びに  
第三者に関する情報であり、これらの情報が、人の生命、健康、生活又は財  
産に影響を及ぼす情報とまでは言えない。

(ウ) ただし書ウ該当性について

本件不開示情報のうち、公務員の職務遂行に係る情報として警察官の氏名  
及び印影があるが、警察官の氏名は、公務員の情報ではあるものの、警察職  
員の情報であり、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、警察  
職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いことから、ただし書ウから括弧  
書にて除かれ、開示の対象としないことと定められている。

したがって、本件不開示情報は、同号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、開示しないことが妥当である。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県個人情報保護審査会

|         |       |
|---------|-------|
| 会 長     | 衛藤 二男 |
| 会長職務代理者 | 澤田 道夫 |
| 委 員     | 詫間 幸江 |
| 委 員     | 谷口 美樹 |
| 委 員     | 徳永 達哉 |

#### 審査の経過

| 年 月 日       | 審 査 の 経 過                |
|-------------|--------------------------|
| 平成27年 2月13日 | ・ 諮問（第22号）               |
| 平成27年 6月12日 | ・ 諮問実施機関から部分開示決定理由説明書を受理 |
| 平成27年 9月17日 | ・ 審議                     |
| 平成27年10月16日 | ・ 審査請求人の口頭意見陳述、審議        |
| 平成27年11月19日 | ・ 実施機関からの説明聴取、審議         |
| 平成27年12月17日 | ・ 審議                     |
| 平成28年 1月21日 | ・ 審議                     |